

平成21年度第1回「大分県食品安全推進県民会議」

日 時：平成21年7月3日（金）10：00～12：00

場 所：大分県土地改良会館 5階

1 大分県職の安全確保推進本部・副本部長(生活環境部長)あいさつ

2 議 事

(1) 「大分県食の安全確保推進本部設置規程」の一部改正について

(2) 食の安全・安心確保の取組について

ア 平成20年度食の安全・安心確保関連事業実施状況及び「大分県食品安全行動計画」活動指標の達成状況について

イ 平成20年度食育関連事業実施状況及び「大分県食育推進計画」数値目標の達成状況について

ウ 平成21年度食の安全・安心確保関連事業について

エ 平成21年度食育関連事業について

(3) 食を取り巻く最近の動きについて

ア 平成20年度食品偽装表示について

イ 食品の偽装表示を許さないおおいた県民大会について

ウ ふぐ食中毒について

エ 輸入食品安全確保緊急対策事業による食品検査結果について

(4) 食品安全推進県民会議の2年間を振り返って

【司会】 ただいまより、大分県食品安全推進県民会議を開催いたします。初めに、大分県食の安全確保推進本部副本部長であります城井生活環境部長がご挨拶を申し上げます。

【城井生活環境部長】 皆さんおはようございます。生活環境部長の城井でございます。よろしくお願いたします。

本年度第1回の食品安全推進県民会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。内田会長さんはじめ委員の皆様方には、大変お忙しい中、本会議にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。皆様方には、平成19年10月に第3期の委員としてご就任をお願いい

たしまして、今日に至っているところでございます。この間、食を巡る全国的な状況を見てみますと、19年6月に、北海道におきます、ミートホープ社によります食肉偽装に端を発しました、大手有名メーカ等によります食品偽装表示事件の続発と、そして20年1月には、中国製の冷凍ギョウザへの農薬混入によります健康被害の発生、農薬やカビ毒に汚染されました政府事故米の食用への不正転売事件、更には、メラミン混入食品の国内流通など、食の安全・安心を揺るがす事件が相次いで発生をしております。こうした中、本県では、本県民会議と食の安全確保推進本部が連携しまして、食に対する危機管理の強化、あるいは食の生産から流通販売、消費に至ります各段階での安全・安心の確保に努めているところでございます。しかしながら、本県におきましても、アサリやハマグリ、水煮たけのこの原産国偽装など、5件の偽装表示が発覚をいたしております。

こうした問題の取組みの一つとしまして、今年の21年3月30日には、本県民会議と食の安全確保推進本部との共催で「食品の偽装表示を許さない大分県民大会」これを開催しまして、生産者・流通販売業者・消費者及び行政が一体となって「偽装表示をしない・させない・許さない」そういう決意表明を行ったところでございます。大会開催の折には、会長はじめ委員方々にご出席をいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

今後は、食の安全・安全に係わります企業セミナーの開催などを通じまして、法令遵守の徹底や社会的機運の醸成に努め、食品表示の適正化に取り組んでまいりたいと考えております。

また、食中毒に関しましては、本年2月と5月に、ふぐの真子と肝によります2件の食中毒が発生をいたしました。このことから、ふぐ中毒の再発を防止するために、魚介類販売店あるいは飲食店営業の立ち入り調査、指導を行いますとともに、一般消費者に対しても啓発を強化していくことといたしております。一方、食育につきましても、18年3月に策定をいたしました「大分県食育推進計画」に基づきまして、～うまい・楽しい・元気な大分～の実現を目指しまして、県民参加の食育推進会議の提言等をいただきながら、関係部局が連携をして取組を行っているところでございます。

こうした取組によりまして、国が実施をしておりました16年度から19年度における学校給食における地場産物の活用状況調査結果、それによりますと、学校給食の献立に活用した食品数のうち地場産の食品数の割合というところでは、本県は42.8%となっておりまして、1位の佐賀県の44.2%に次いで、全国2位という高い順位を得ております。また、食育の取組の進行状況を客観的に把握するために、食育推進計画策定市町村の割合といったものなど、20項目の数値目標を設定しまして、22年度までの達成に向けて施策を実施しているところでございます。20年度末の現在では、朝食を毎日食べる児童生徒の割合など、10項目で数値目標を既に達

成をしている状況でございます。

食の安全・安心の確保も、食育の推進も、県民意見を反映した効果的で効率的な施策の実施が重要と考えておりますので、活発な議論をお願いいたしまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【司会】 ありがとうございます。

それでは、本日の会議は、資料にあります会議次第に沿って進めさせていただきます。

まず最初に、本日の会議の資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元にありますように、会議次第の載ってる資料、それから資料編、そして食の安全・安心推進条例の（概要版）、それから第二次大分県食品安全行動計画、それと大分県食品安全行動計画の（概要版）パンフ、それとうまい・楽しい・元気なおおいた食育推進計画（概要版）のパンフ、それから大分県シシ肉・シカ肉衛生管理マニュアル、そしてふぐの内臓は食べられませんというチラシ、それからA3の関連事業一覧表でございます。それから今日の追加資料としまして、緑の冊子の食物アレルギーに関する実態調査報告書、それから食物アレルギーに関するチラシがございます。以上でございます。もし不足の分があれば申しただければ配付しますが、よろしいでしょうか。

それでは早速議事に入らせていただきますが、この会議は原則公開とし、会議の結果については、県庁のホームページを通じて公表しておりますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

それでは内田会長、議事の進行をよろしくをお願いいたします。

【内田会長】 それでは議事に入ります。本日の会議12時までの予定です。4項目ありますが、説明の時間がかなり長く取られてるように思いますが、簡潔に要領よく説明をしていただいて12時までには終わりたいと思います。なお、部長の挨拶ございましたけれども、この会議は9月までで2年間の任期が終わります。改めて新しく委員が選任されることになっておりますので、今日は、特に、2年間を振り返ってということで委員の発言をいただくようにしております。11時15分頃までに3議題終わって、あと委員の15分からの12時までの間に振り返ってどういう思いをしたかとか、そういうふうないろいろな思いがあると思いますので、ご発言をお願いしたいと思います。資料はあらかじめお送りしておりますので、ご覧いただいていることを前提に行います。

なお、食品の偽装表示については、中国産の椎茸やハマグリの問題で今問題になっておりますけれども、3月には県民大会を開いてその問題点の指摘等を行ったわけですが、未だ以てそれが続けられている。そういうことが発覚するという状態ですが、偽装表示を撲滅するために、

今後とも委員の皆さんの県民に対する啓蒙・宣伝活動に従事していただきたいということを特にお願ひいたしまして、議事に入りたいと思います。

それでは、まず議題1について、「大分県食の安全確保推進本部設置規程」の一部改正について、事務局から説明をしていただきます。

【事務局：食品安全・衛生課】 4月1日から食品安全衛生課長になりました森 修二と申します。私の課は、森という者がたくさんおまして、もう一人森という者がおりますので、フルネームで、森 修二と申しますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料の次第の方の2ページをお開き願ひたいと思います。

この資料の右の方になりますけれども、平成15年からの枠の中で、食の安全確保推進本部、その下に食品安全推進県民会議というのがございまして、ともに15年の9月1日と、それから15年の9月22日に設置をしております。

次のページをご覧ください。

次のページの左側に、食品安全推進県民会議、この会議でございまして。右の方に県の推進機関といたしまして、先ほど申し上げた推進本部会議、その下に、本日こちらの方に控えておりますメンバーからなります幹事会というのがございまして。今回この規約につきましては、幹事会の方を改正をしております。

お手元資料の4ページと5ページをお開き願ひたいと思います。

4ページの第3条(組織)のところにあります、ここで本部会議のことを書いております。その下、第6条(幹事会)、幹事会につきましては、幹事を置きますということで、5ページの方の表がございまして、別表第2、上から2つ目の枠でございまして、ここに幹事会のメンバーが書いてあります。その中で、上から2番目、下線を引いております観光・地域振興局長、それから下から5番目にあります森林保全課森との共生推進室、この2つのメンバーを加えております。最近ですね、鳥獣害対策ということで、特に今年からイノシシやシカ肉の衛生対策、捕獲頭数を上げましょうということから、市場にこの肉が流通いたしますので、その衛生対策ということを重大な事業として展開をしております、その関係でこの2つを加えたというような改正でございまして。

以上でございまして。

【内田会長】 引き続き議事の進行上ですが、議題2について説明をしていただいた上で、ご意見等があればお伺ひしたいと思います。どうぞ。

【事務局】 では、8ページをお開きください。

このページは、大分県食品安全行動計画に基づく関係各課の事業を、左側に食の安全の確保

の分野、右側に食の安心の確保の分野に分けて整理したものです。食の安全の確保では、生産段階での監視・指導の分野のGAP導入プロジェクト推進事業をはじめとする、新規3事業を含む23事業を、また食の安心の確保では、流通段階での監視・指導及び表示の適正化の分野で、食品偽装表示対策事務をはじめとする、新規、一部新規5事業を含む16事業を、そして全体に係る事業といたしまして3事業を合わせて、42事業に取り組んできたところです。

予算額といたしましては、全体で1億3,500万円、安全の確保と安心の確保で分けた場合、全体の約89%である1億1,975万4,000円が安全の確保の分野で、安心の確保の分野は残りの10%を占めております。また、19年度予算総額は、全体で1億7,161万5,000円でしたので、約3,600万円の減額の中で20年度事業に取り組んでまいりました。

なお、お手元にお配りしております、食物アレルギーに関する実態調査報告書と食物アレルギーのリーフレットは、安全の確保の分野の調査・研究及び試験検査の3段目にあります食物アレルギー対策事業の成果物ですので、後ほどご覧ください。また、個別の事業につきましては、別冊のA3判の1から5ページにかけて一覧表にまとめております。

続きまして9ページをお願いいたします。

「食品安全行動計画」に基づく活動指標の進捗状況ですが、この第1次の行動計画は、18年度から20年度までの3箇年計画で、20項目の事業を推進してまいりました。中ほどに17年度策定時の実績、そして20年度末の現況時、それから指標値の順に示しております。現況時の欄に☆印が付いている項目が、指標値を達成したものです。第1次食品安全行動計画最終年度で指標値に達成しなかった項目は、20項目中、一番上の安全確保システム導入直売所数と、中ほどにありますe-na おおいた農産物栽培面積の2項目となっております。

次に10ページをお開きください。

このページは、食育関連事業を食育推進計画に沿った施策ごとに分類しております。一番左にあります食育推進体制の整備と情報の共有・発信から、一番右にあります環境に配慮した食育の推進までの5つの施策に沿って新規、一部新規4事業を含む25事業に取り組んできたところです。予算につきましては、20年度4,137万4,000円でしたが、19年度予算額は、5,080万1,000円でしたので、約900万円の減額の中で20年度事業を実施してまいりました。

5つの施策の中で3番目の施策、大分の食で創る魅力あふれる地域づくりの分野が、約1,700万円で全体予算額の約42%を占めています。次いで5番目の環境に配慮した食育の推進の分野が、約1,000万円で約25%、2番目の健やかな食生活を実現できる県民の育成の分野が、約850万円で約21%を占めています。なお、個別の事業については、別冊のA3判の6から9ページにかけて一覧表にまとめております。

11ページをお願いします。

食育推進計画に基づく数値目標は、18年度から22年度の5箇年で17項目20の目標値を設定しております。中ほどにあります現状値に☆印が付いている項目が、20年度の目標値を達成したもので、20目標中10目標が目標値を達成しております。

以上で20年度食の安全・安心確保関連事業及び食育関連事業の取組の説明を終わります。

【内田会長】 (2)の食の安全・安心確保の取組については、ア、イ、ウ、エというふうに4項目に分かれておりますけれども、今、アとイの説明をしていただきました。ウとエは、ちょっと後にさせていただいて、今までの(1)の設置規程の一部改正、(2)のアとイの問題について、ご質問、ご意見がありましたらお伺いをいたします。どうぞ。

【村松委員】 11ページの説明のところで、給食のことをちょっと取り上げちょるけど、学校給食の中で、どの程度子どもが残しよるんかちゅう調査も一回してもろうた方がいいんじゃないかねえかな。「食育」ちゅうて言葉で言いよるけど、実際に子どもたちがほんとに給食をちゃんと食べよるのかとか、朝めしを食べるようにしているちゅうその調査の項目もなんかこう、食べているっていうふうにはできんかったんかな。食べるようにしちよるちゅうと、なんかこう努力目標のような感じがして、ほんとに食べよるんかどうか、この数字で信用していいんかなという気もするんで、それとあと、残食の問題を調べてほしいというところです。

【内田会長】 特に何か補充説明ございますか。学校給食の問題で、今どの程度食べている、完食しているのかしてないのかというような調査をやってるかやってないかとか、そんな問題で答えられるところありませんか。やってなければやってないで結構なんです。これからどうするかとか。

【体育保健課】 体育保健課渡辺と申します。市町村の方にも調査を依頼して調べてみたいと思いますので。

【櫻井委員】 学校給食の中に米飯、お米を使うという推進事業の中に上げられているんですけども、私、学校給食の係わっているPTAの方々と話したときに、珍珠なんかはとてもお米がおいしくて、給食に取り入れたいんですけども、米飯を1食増やせばそれだけ給食費が上がる。それからお米のパンをパン屋さんで作ってもらって食べたりするんですけども、そういうときには「あ、おいしいね」とかいう、その良いことは分かってるんですけども、そういうことを、お米を取り入れれば入れるだけ給食費が上がる、保護者の負担が増えるということで、実際にそれを取り入れることができないという実態があります。いくらこういうように拡大推進事業とか上げられてても、それに伴って給食費が上がる。そういうところで、県が補助してあげるとかいうようなことはできないのでしょうか。

【内田会長】 また食育の問題ですけど、給食費と、給食には米飯、お米のことが書いてある。

【集落・水田対策室】 集落・水田対策室の松久でございます。

お米を学校給食にできるだけ取り組んでいただこうという形で、私ども生産サイドから事業を展開いたしております。大分県の学校給食におけるお米は、週3回を超えておりますので、全国平均よりも高くお米ご飯が給食現場に使われております。ただ、10ページの資料でご紹介しております学校給食米の消費拡大事業というものは、できるだけ減農薬で、それから大分県で取れたお米を学校給食現場に使っていただこうということから、大分県が独自に品種育成をしまして大分イレブンという品種を、これ特に病気に強いもんですから、農薬の使用量も減せるというような安心・安全なお米を学校給食に入れていただこうという形で、これまで取り組んでまいった事業でございます。

実際、学生あるいは父兄を生産現場にご案内して、生産段階からそういう取組みを体験させることによって、生徒たちがそれにおいしく取り組んでいただいている。ただ、価格の問題につきましては、大分県下で通常取り組まれておりますヒノヒカリ、ヒノヒカリと遜色ないような価格で提供できるようにという努力はいたしておりますが、いわゆる一般のパン食に比べて、価格が実質は若干割高になっておりますけども、これを行政の立場から助成するという事は取り組んでおりません。今後ともずっと続く事案でございますので、それぞれお米を使っただく、パンを使っただく、それから新たにはお米のパンを使っただくというようなことで、トータル学校給食費の中で学校給食会がご努力をいただいているというような実態でございます。

【内田会長】 ほかに何かありませんか。

【矢野委員】 食育ですけれども、食育推進計画を策定してる市町村の割合というのが、目標値は60ですけれども、現状値は33.3になっております。これ推進計画を策定している市町村としていないところというのは、何か地域的なものとか、なんかそういうことがあるんでしょうか。ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

【事務局】 現在、食育推進計画を策定している市町村が、中津市、国東市、由布市、九重町、大分市、日田市の6市町でございます。平成17年度に食育基本法、国の法律ができて、県としては18年の3月に食育推進計画を定めて、そして県内で食育を推進するために、市町村と連携しながらということで、市町村に食育推進計画の策定を、一緒に連携しながら策定を進めているところで、現在20年度には佐伯市の方でまた策定されますし、ほかの豊後大野市とかも策定に向けた準備を、いろいろの市町村が今、22年度に向けた、策定に向けた取組を行っているところでございます。特に地域性とかそういうものはございません。今そういう取組みをして

いるところでございますので。

【内田会長】 食育についてかなり意見が出ましたけれども、食の安全の方については、何かご意見はありますか。ご質問、ご意見。いいですか。

【亀井委員】 食の安全行動計画の中で、9ページの第1項にあります安全確保システム導入直販所数ということで、これちょっと目標値には達してないんですけど、今、非常に直販所というか、そういう取組みが県下各地域でなされていますし、非常にそこへんの、特に安全という部分でそれぞれ地域では気をつけてはいるんですけど、この安全確保システムというのは、具体的にどういう形でやられてるかということと、あとは、大体地域的な部分で41ということなんですけど、もう具体的に地域性で、平均的に県下各地域で取り組まれているのかどうか、そこへんのちょっと説明をお願いしたいと思います。

【おおいたブランド推進課】 おおいたブランド推進課力徳でございます。

安全確保システム導入直販所と申しますのは、最終的には自分ところで販売されております商品の農薬残留分析までをやっているかやってないかというところ、そのチェックまでやっているところという意味合いがございます。直販所には、大きくは2つの系統がございます、いわゆる農協が運営している、農協が運営に係わっているところと、それからいわゆるもう民間の主導で動いているものとございます。

農協の部分については、農協の方でチェックをしていただくということ。そして民間でやられている部分について、実は、平成19年度まで、補助事業等を使いながらこの推進をやってまいったところがございます。そういうところで今、目標に、50に対して41という状況だということをご説明させていただきたいと思っております。

41という数字なんですけど、したがって、今直販所も販売額としては確かに100億、全体として100億を超えるまでの販売額になりましたが、非常に大きいところから10億を超えるようなところから、数百万に満たないような直販所まで、そういうものトータルの中で動いておまして、大きく販売額が大きいところについては、大体これが達成できているんですけど、なかなか小さいところまで、農薬残留分析までが行き着かないというところが、この数字の現状でございます。したがって、その地域性というものは特にはございません。

【内田会長】 20年度のこの実績を見て、委員として何か、なんでこんなことなのか、こういうふうにするべきだったんじゃないのか、そういうようなご意見ありませんか。質問というよりも…、ありません。

それでは、次の、ウの、21年度の食の安全・安心確保関連事業についてを説明していただきます。

【事務局】 12ページをお開きください。

まず、12ページは、21年度から始まっております第2次食品安全行動計画をお示ししております。第1次食品安全行動計画と比べますと、7項目が削除され左にNo.をふっております7から9、13、15から17、20、21番の8項目が新たに追加されました。第2次食品安全行動計画では、21項目で活動指標を定め、本年度から23年度までの3箇年間事業を計画的に推進してまいります。

次に13ページですが、食の安全・安心確保に係る21年度の取組は、食の安全の確保で生産段階での監視・指導の分野のシシ肉・シカ肉の衛生確保対策事業をはじめとする、新規、一部新規5事業を含む25事業に取り組む予定です。なお、調査・研究及び試験検査の分野の2段目にあります輸入食品検査機器整備事業は、21年度当初予算には含まれておりませんでした。6月補正予算で4,000万円追加措置されました。

また、食の安心の確保では、流通段階での監視・指導及び表示の適正化の分野の食の信頼確保対策事業をはじめとする、新規、一部新規5事業を含む17事業となっております。また、全体に係る事業といたしまして、食の安全・安心推進事業の2事業を合わせ、全体で44事業、予算総額は、補正予算追加分を合わせて1億6,160万9,000円となっております。なお、個別の事業については、別冊のA3判の10から14ページにかけて一覧表にしております。

概要については以上です。

【内田会長】 これが新しい行動計画の指針と行動計画ですが、20年度と比較し、あるいはこの行動計画を見てのご意見ありませんか。

【櫻井委員】 新しく、シシ肉・シカ肉の検査が始まりますことは大変 思うんですが、私玖珠町なんですが、シシとそれからシカがいつもよく捕れるんです。でも、いつも一般の、一般って免許を持った方と思うんですけれども、シシ肉とそれからシカ肉を私とこの冷蔵庫の冷凍庫の中には今もたくさん入ってます。あちらから貰いこちらから貰い、そしてシシ肉を生で食べる方たちがもうほんとに多いです。私もこれを見て、こんな食中毒事例が載ってるので、シカ肉は生で食べられないんだったというのを、これを資料を見て初めて知ったようなことで、私の地域ではシカ肉を生食で食べてる方はほとんどです。そしてシカでも、シカそれからイノシシも、イノシシは生で食べるということないんですけど、自分たちで捕って、血抜きをして、その場で分けて持って帰って、そのまま食べるというのが多いわけなんです。こういうふうなマニュアルができたりしておるんですけれども、こういう実態の中で、やはり21年度からはしっかりと地域の中で指導をしていただきたいと思います。

それから、ここに来るのに、昨夜、実際捕ってる方に聞いたんですけども、そのまま食べ

てるんですかとか言ったら、そうですということです。そういうような検査とかいろいろなこと、出すとかいうようなことはできないんですかと言いましたら、保健所がそれぞれもう日田になったり、それから1時間以内に持って行かなければならないというのは、地域の中でそういうことは実際にできないということです。ですから、調べるとかいうようなことを調査するとかいうようなことは、実態にあわせて可能な場所でやってもらいたいというのが地域の声でしたので、たくさん捕れる玖珠地区の玖珠の方のことですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【内田会長】 ほかにご意見ありませんか。

第2次計画、今度の新しい計画と20年までやってきたことと、新しく追加をしたところと削ったところがあるわけですが、そのへんについてのご意見ございせんか。ないですか。

新しい食の安全の確保で、食の信頼確保対策事業九州各県と連携した検査というの、これはどういうことをやるという事業内容になるんでしょうか。

【食品安全・衛生課】 食品安全・衛生課の森と申しますが、今年、新年度事業で、輸入食品の検査をする場合にかかなりの経費がかかります。九州各県も同じような検査をしておりますので、九州各県の品目の調整であるとか、あるいは検査をした結果の情報提供交換というようなことをする中で、大分県だけではなくて、九州の全体が県民に情報提供できる。それから品目の調整をいたしまして、効率的にやろうというようなことを考えた事業でございせん。現在、担当者レベルで打ち合わせをしながら進めております。

【内田会長】 大分県独自で輸入食品の検査を行うというシステムはあるんでしょうか。

【食品安全・衛生課】 現在、年間に1,200件ぐらい検査をしております。輸入食品につきましては大体275検体ぐらい予定をしております。昨年は、補正をいただきまして約370件ぐらいの検査をしております。輸入食品に対する県民の不安が高まっておりますので、そういった部分で安全確認をさせていただいております。今年度も引き続き輸入検査をやっているというふうに考えております。

【内田会長】 主にどういう検査をやっているんですか。

【食品安全・衛生課】 輸入食品につきましては、残留農薬、それから動物用医薬品、それからメラミン、それからカビ毒等が主な検査項目になります。

【内田会長】 ありがとうございます。

さっきシン肉・シカ肉の衛生対策のご意見でましたけれども、15ページあたりにその内容が書いてありますので、お読み取りいただきたいと思ひます。

はい、どうぞ。

【村松委員】 ちょこつとずるるかもしれんけど、今ヒラメの事業がここに新しく取り上げられちよるんで、去年の秋からの金融不安でウォンが暴落して、韓国からの輸入ヒラメが暴落して、大分の、日本一の生産量を誇る旧蒲江町、佐伯市内、今佐伯市になっちゃんのやけど、そのヒラメ生産者が、もうバタバタと廃業に追い込まれちよると。

そういう中で、近頃、韓国側が、韓国に日本から輸入してくる魚は、すべて病気の検査をして証明書を付けて持って来いという要望を出してきて、外務省と水産省のおバカちゃんが、それを「はい」と言うたわけな。今、韓国からいろんな魚がジャンジャン入ってきよんのに、それに関しては何もよう言わんで、向こう側に出すもんだだけ、なんかほんとに子分になってしもうたんか知らんけど、そういう証明書を付けにやよう出さん状態。今、大分県でも水産物でいくと、太刀魚が韓国側に非常にいい取引先として輸出しよったんじゃけど、それもウォンが安うなって暴落した状態。もうちょつと、これおそらく県レベルでは絶対無理なちゅうかもしれんけど、ちった、やっぱそこへんに抵抗してもろうて、韓国のわがままに対しては、多少なんか一矢報いるようなことでも県レベルでやっていただけると、非常に水産業界としては痛快な思いがするんですが、なんかありませんか。

【内田会長】 いかがです。はい、どうぞ。

【水産振興課】 水産振興課の壽と申します。

今、村松委員からご指摘されたことは、常々聞いておりましてよく理解しておりますが、県として何ができるかというようなところでは、村松さんがおっしゃるようになかなかできる部分が少ないと思います。国に対して、県としては、韓国に対して同等な対抗措置をとるようというふうなことで常々要望は出しております。検疫については、国の方の話では、やはり国内でやっている検疫体制を海外に求めるというふうなことで、国内ですべてやっている部分については、海外に対しても求めることができるというふうなことで、国内だけできっちりとそういった検疫をやっておけば、国外に対しても同等な措置を求めるというふうなことができるということなんで、その部分について、国内の魚についてすべて検疫というのは非常に難しいもんですから、その部分を国外に対しても求めるというようなことは通常できないというふうなことで、今回そういうふうな非常に厳しい措置、韓国に対する厳しい措置はなかなかできないというふうな状況であります。

とはいっても、韓国からかなり入って来てますので、そのへんの対抗措置については、いろいろ国とも相談しながら検討していきたいというふうに思っております。

【内田会長】 14ページの事業について、ブランド課から説明をしていただきます。時間の関係があるので。

【おおいたブランド推進課】 おおいたブランド推進課です。

14ページ環境にやさしい農業推進事業についてご説明いたします。座って説明をさせていただきます。

これまで e-na おおいた農産物の推進をやっておりました。減農薬・減化学肥料の農産物を進めていこうという内容でございます。今回、新たにこれに、環境にやさしいというところの、究極の姿で言えば有機農業になっていくわけですが、循環型の農業を進めていきたいと思います。ということで、有機農業を進めるための施策を新たに加えて、名前を「環境にやさしい農業推進事業」という形にいたしました。

有機農業の推進に係わる部分につきましては、この資料の右手のちょうど真ん中、4番、有機JAS導入推進の目標というふうに掲げておりましたが、有機JASそのものを進めていくというのが一応目標にはなっておりますが、指標として上げておるところでございます。有機と名乗るためには、有機と名乗って販売するためには、認証が必要になってきます。今の目標としましては、現在25戸の有機JASの認定者数を100まで上げていこうというような考え方でございます。

そうやっていくためには、実は、一番問題は、有機をやっていきますと、どうしても手間がかかるとということで、生産側から見ればちょっと価格が高くほしいということでございますが、そうはいっても、なかなか高い金では出せないなというところで、消費者と生産者の間の連携、ネットワークがとても大事になってきます。そこで、その隣の・にありますように、有機農業者のネットワークを構築しようということで、実は6月の27日、先般、別府市の方で、150名程度、消費者・流通業者・生産者集まりましてネットワークの第1回目の推進会議を行ったところでございます。また、併せまして栽培体系、技術的に個人個人がそれぞれ地域にあった有機農業の農法を持っておりますので、これを普遍的、なるべく普及できるような技術にしていこうというようなことを進めてまいろうという、そういう予算を新たに加えた事業でございます。

以上です。

【内田会長】 ありがとうございます。15ページから17ページの事業について、衛生課長。

【食品安全・衛生課】 食品安全・衛生課の方からご説明をさせていただきます。

資料の15ページをお開きください。

先ほど、櫻井委員の方からもお話が出ました、シシ肉・シカ肉の衛生対策でございます。これにつきましては、昨年度、関係部局のワーキンググループの中でいろいろ検討をしていまして、このような形で衛生対策をやろうという方向でございます。お手元にこちらのマニュアル

ルが届いているかと思いますが、これを北海道、長野県等先進県を参考にしながら、私どもで検討させて作成をいたしました。全部で4,000部作りまして、ここに狩猟の段階から消費に至るまで、いろんな注意事項を書いております。

基本的に、このマニュアルは、対象としまして狩猟者の方、それから食肉処理をされる方、それからお客様に料理として提供される飲食店の方、それから食肉を一般の方に販売される方、それから最後に、自分で調理をしたりそれから飲食店で食べたりする一般消費者の方、この方たちに対して、いろんなところでお話をさせていただこうということでございます。

そのほかに、先ほどお話が出ましたように、この食肉自体の検査を、収去検査という形でやっ
ていこうと。それから、食肉処理業者の方のお店に立ち入りまして、簡易な検査機器を使いま
して、フードスタンプというこういう寒天みたいなものがあるんですけども、そういったも
のを、調理器具であるとか、手なんかにはペタペタと押して、1日か2日しますと、菌がおれば
培養して、ワワッと湧いてくるわけなんですけれども、そういったものを検査をして衛生度
合いのチェックをします。基本的には講習会をして、それから現場の方に行って施設を見たり、
あるいはお話をさせていただくと。それから一般の方については、このシシ肉・シカ肉の食べ
方等について注意をさせていただくということで、この資料の左側の一番下の方にありますけ
れども、こういう具合に、リュウキュウというのは生っぽいやつなんですけれども、サルモネ
ラの食中毒、それから刺身のO157、それから全国ではシカ肉の生によりますE型肝炎と、毎
年30名ぐらいの方が発症しているということでございます。統計によりますと、1979年から
現在まで、凡そ12人ぐらいの方が、E型肝炎で亡くなっているというところで、発熱、下痢そ
れから吐き気、稀に劇症肝炎に移行しまして亡くなるというようなケースがございます。そう
いったことがないように、基本的に我々が考えておりますのは、衛生的に食肉を作っていた
くということと、それから、食べる場合には十分に加熱をしていただくということでございま
す。

シカ肉は、生で食べることによって、別に問題はないよというふうに思っておられる方がい
らっしゃれば、それは改めていただきたいなど。基本的に、食肉というのは生で食べることは
大変危険でございます。シカ肉に限らず、豚肉であっても牛肉であってもそうでございます。
鶏肉でも多くの、先般も食中毒が出ましたので、基本的にもう生で食べていただかないとい
うことです。それでも食べるという場合には、これはもう自己責任の問題になってくるわけ
ですが、ただ、飲食店は生で提供して食中毒を出しますと、営業停止処分と、それから損害賠償と
かいう問題が生じてまいりますので、食品業者に対しては我々食品衛生監視員が厳しく指導さ
せていただきたいなど。

更に、このシシ肉・シカ肉対策の中で、なんか事件が起こったときに、遡り調査というのをいたしますけれども、その指標となる番号を、牛の耳標みたいなものですが、これ法律的な規定はございませんので、お願いをしてやっていただくということで、狩猟免許番号によるトレーサビリティをやりたいというふうに考えております。

次に16ページをご覧ください。

食の信頼確保推進事業でございますが、上側の方が食品表示に係わること、それから下の方が信頼性確保に係わることでございます。下の方にメジロンの絵がございますが、昨年、6店舗によりましてモデル的に大分版表示をしていただきました。大分版表示の中身というのは、メニュー表示、ポップ表示の四角の中に、食材の産地の情報であるとか、消費期限の設定の根拠とか、有機野菜使用表示とか、値引きの根拠、料理方法の表示、こういったものを6店舗にさせていただきました。引き続き、こういった店舗を中心にしながら、協力いただけるお店を増やしていきたいというふうに思っております。

それから、表示につきましては、表示のマイスターというところで、少しレベルの高い方を養成していこうと。それから企業の方に、コンプライアンス（法令遵守）の形でしっかりとお話をさせていただいて、県民を裏切らない表示をやっていただきたいというふうな事業をしたいと考えております。

それから、ネットワークにつきましては、食品の回収情報というのが全国でばらばらとホームページに載っておるんですけども、そういった情報を大分県で全体的に表示をする。それからその下は、先ほど申し上げたような、九州と連携をした検査をしていこうということでございます。

17ページをご覧ください。

これは、輸入食品検査機器整備事業でございますが、21年の6月の補正で合計4,000万円をいただきまして、機器の整備をするようにいたしております。購入機器の1番目でございますが、高速液体クロマトグラフ質量分析装置、これは3,000万円かかるわけなんですけども、現在、衛環研の方には1台しかございませんで、もう1台この液クロを増やして、ポジティブリスト制度以降、検査制度というのが高まってまいりまして、それにしたがって検査の方法も技術的に高いレベルになっております。こういった新しい機器を入れて、そういう対応をしていきたいということでございます。

2番から6番につきましては、微生物検査で使うものでございまして、一部更新、それから新規を入れまして検査体制の強化を図っております。

以上でございます。

【内田会長】 ここまでの説明に何かご意見、ご質問ございませんか。

【矢野委員】 ブランド推進課にお聞きしたいんですけども、有機JAS導入推進のことがさっきお話になったんですけども、私も有機農業者ネットワークの会議とか、この6月27日の大会に出たんですけども、その中でとても感じたことは、大会は第1回の立ち上げでとてもよかったと思います。有機農業者ネットワークの会議が4回あったんですけども、なにか有機農業の認定を受けた方が出席されていて、それで有機農業を個人的になさってる方って結構多いと思うんですね。認定受けるにはかなりのお金がかかるし、とてもそういうことができないで、個人的になさってる方がかなりいると思うんですけども、今からは、そういう方とも連携して、もっと有機農業を広く掘り起こして、また手をつないでいくと、もっと有機農業というのが皆さんに、消費者の皆さんにも目がいくと思うし、生産していращやる方も助かるでしょうし、それと、会議に出てすごく感じることでですけども、やっぱり認定を受けてる有機農業者の方だけが出席されてて、県の係わり方がとてもちょっと弱いような気がするんですよ。だから、もう少し県の方で、県の方が力を持って指導していくと、またいろんな問題が起きるからそこらへんは兼ね合いがとても難しいと思うんですけども、なにかその会議に出席してて、もう少し県の方が係わって動いていくと、もっとまとまりがよくなって、目標とするところにいくんじゃないかなっていうのを私はとても感じます。今から有機農業が広く盛んになるためには、そこらへんを県の方をお願いしたいな。それとまた、有機農業の個人的になさってる方をマップみたいに拾い上げて、私たちにもそういう方を知らせていただくというか、そういうことがとても情報がほしいなと感じております。

以上です。

【内田会長】 e-na おおいたの認証というのは、かなりお金がかかるもんなんですか。

【ブランド推進課】 ブランド推進課です。

まず、今、要望という部分については、私どもも問題意識はかなり共有してるなというふうには実は思いながら、お話を伺いました。有機JASの認定者だけに限るものではございません。環境保全型農業を進めていく先の姿として、循環型の農業があるというふうに思っておりますし、その中の1つが、有機JASの認定であろうというふうに思っております。ただ、販売物を有機と表示して販売するためには、有機JASの認定、第三者によるJASの認定は必要だということから、我々もその指標値としては、有機JASの認定者数というのをここに掲げておるところでございます。

ネットワークの会議自体は、もうまさに意のある方々が参加していただきたいということで、例えば県内の有機が非常に進んでおる下郷農協さんあたりには、必ずしも有機JASの認定を

取られてない方がたくさんいらっしゃいますし、そういう方々にも声を、今回の会議もお声をかけたところがございます。

それから、認証の費用については、やはりそれなりの金額がかかります。したがって、販売金額と認証の金額を考えたときには、もう認証を取らないよという方々がいらっしゃるということはもう事実でございます。できれば認証を取ってより販売していただきたい。需要というものは非常にございます。県内というよりもむしろ県外の方に非常に大きな需要はあるんですが、生産が実施は不足してるという現状でございます。そこで、ただ県外に有機と名乗って売っていくためには、認証が必要だという部分が、ちょっとジレンマみたいなのがございますが、そういうものがございます。

繰り返しになりますが、ネットワークについては幅広に参加を今後募っていきたいし、活動についても、私どもが、県が主導してというよりも、そこに支援するという形で取り組んでまいりたいという考え方でございます。

【内田会長】 有機農業について、生産者あるいは中間業者の方からなんかご意見ありますか。

【石川委員】 矢野さんのご意見嬉しく拝見して、今またブランド課の方のお話を伺ってよかったと思うんですけども、やはり、今、環境の温暖化で、虫も増えて有機農業はとともやっぱり手間が更にかかるようになってますので、手続きの書類とか、もういつも言うんですけど、そういうのもやはり大変なので、どうしても有機 J A S 認定を取らない生産者が多いですね。実際無農薬でやったりしてますので、なんとか無農薬も全て含めた安全なものを作ってるということで、平等に受け入れていただけるといいなと思ってます。

すいません、戻るかもしれませんが、12ページの行動計画の中に、この有機 J A S というのはどこの欄に入るのでしょうか。予算は付いても、行動計画の中に入ってるのかどうかを伺いたいんですが。

【事務局】 12ページの指標値の中には申し訳ございません、入っておりません。指標値としては入ってございません。事業といたしましては、環境にやさしい農業推進事業という形で進めてまいります。

【内田会長】 今15分遅れでこの会議が進んでますけれども、この問題この程度でよろしゅうございますか。

(なし)

【内田会長】 それでは、次に食育の関係について説明をしていただきます。18ページからですが。

【事務局】 18ページをお願いいたします。

21年度の食育関連事業の全体的な概要ですが、本年度も、一番左にあります食育推進体制の整備と情報の共有・発信の分野から、最後の環境に配慮した食育の推進の分野の5つの施策に沿って事業に取り組むことしております。新規、一部新規事業といたしましては、一番左の地域食育推進連絡協議会の運営と市町村食育推進計画策定支援、リスクコミュニケーションの推進員の養成、それから、中ほどの酪農理解醸成対策事業、その隣りの「家族でいただきますの日」啓発等、そして一番右の、環境にやさしい農業推進事業の5事業を含む22事業、予算総額は3,664万7,000円となっております。

なお、個別の事業については、別冊のA3判の15から18ページにかけて一覧表にまとめております。

概要については以上です。

【内田会長】 引続き19ページと20ページについて説明をしていただきます。

【食品安全・衛生課】 食品安全・衛生課でございます。

19ページについてご説明を申し上げます。

タイトルは、地域食育推進連絡協議会モデル事業でございます。この協議会というのは、平成20年の4月に立ち上げました。保健所と振興局それから教育事務所、県の出先機関を合わせまして、県内に6箇所設置をしております。その1つのモデル事業で、左側、豊肥地区におきましては、直販所における野菜への健康情報等表示を活用した食育の推進、それから東部のほうでは、保育所における家庭・地域と連携した食育の推進ということでございます。特に、真ん中の丸の中にありますように、直売所におきまして下のようなポップ表示、それからレシピビラを表示をいたしまして、一番下の方にありますように、野菜摂取量の増加や地産地消の推進を支援していくということでございます。それから、東部の方でございますが、保育所におきまして、生産者と連携をしながら地元農産物を使った料理であるとか、体験学習をするというものでございます。ねらいといたしましては、下にありますように、食に関する体験の場の拡大、農業への理解、家庭での関心の高まりなどをねらっております。

次のページをお開きください。20ページでございます。

食育の普及・啓発

皆さんご覧になった方があるかと思いますが、ランチョンマットということでこれでございますが、これを3万部印刷をしまして18年度から配っております。好き嫌いがなくバランスのとれた食事とか、食事に対する感謝、残さず食べる好き嫌いをなくすというようなことでやっております。それからもう一つ、平成20年度からは、こちらのポスターを作成いたしまして、関係者の方にお配りしております。これは、毎月第3日曜日が「家庭の日」ということでございまして、この家庭の日に連携をいたしまして

「家族でいただきますの日」として啓発を実施しております。食育月間というのは、国が6月に定め、それから毎月19日は「食育の日」という具合になっております。そういった記念の日・月を活用いたしまして、いろんな啓発を行っていくということでございます。

今年度はブティック等の若者が集まる場所であるとか、農業祭とかそういったところを啓発の場として活用しながら、右の方にあります、検討会議の中で事業を検討しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

【内田会長】 畜産振興課から何か、18ページの事業について、説明がありますか。

【畜産振興課】 畜産振興課長の今吉でございます。A3の関連事業一覧表というのがございます。これの一番最後をお開きください。一番最後のページの、18ページの一番上の事業でございます。酪農理解醸成対策事業という事業でございます。今、酪農家が非常に飼料の高騰、併せて資材の高騰ということで、非常に厳しい経営に強いられておるわけございまして、この事業は、そういった酪農家の方々の出します牛乳に対しまして、食育の中で牛乳の栄養的価値、牛乳の役割を再認識してもらいまして、そして県民の健康増進と県産牛乳の消費拡大を図るというものでございます。

事業の内容でございますけれども、右側に書いておりますように、ショッピングモールとかそれから小学校など訪問いたしまして、そしてふれあい広場などを開設いたしまして、搾乳体験、それから骨密度の測定、県産牛乳の試飲、それからバター作り、そういった体験とか、それから消費促進グッズの販売などを通じまして、県産牛乳に対します理解を深めてもらう中で、県産牛乳の消費拡大を図るという事業でございます。

以上でございます。

【内田会長】 この食育の関係についてご意見、ご質問がありましたらお願いします。

【矢野委員】 この食育ですけれども、県がとても食育に力を入れてなさってるなというのが、もうほんとにひしひしとわかります。先日、横瀬の西小学校というところに学校給食の見学と試食に行ったんですけれども、ほんとに見事に学校給食がなされてて感心しました。食事の内容ですけれども、だしを、いりこ昆布とカツオでだしを取られてて、それと野菜がたくさんで、ほんとにおいしく安全に作られていました。それと、牛乳が、私たちはゴミを減らしましょうということで常々、学校給食の紙パックを牛乳ビンにということを提案してるんですけれども、生徒数が多いとなかなか難しい面もあるんですけれども、その小学校は150名ぐらいだったもんですから、牛乳ビンに切り替わってました。子どもたちに聞くと、牛乳ビンはほんとにおいしいということで大好評でした。それと、食器もアルマイトから磁器食器に替わってて、

もうほんとうに見事に子どもたちの学校給食が、モデルケースみたいによくなされていました。私たちがこうあってほしいなあって、もうそのとおりにされておりました。

食育がほんとうにやっぱり大人も大事ですけれども、ちっちゃいときからやっぱり食育をしていくということがとても大事だと思うんですね。それで、幼稚園・保育園、小学校の時からそういう食育に力を入れていращやるというのがいいことだな、とても大切なことだし、いいことに取り組んでいращやるなと思って、食育に関してはほんとうに感心しております。

以上です。

【内田会長】 お褒めの言葉をいただきましたけれども、ほかに何かご意見ありませんか。

【石川委員】 いつも矢野さんのお言葉のあとを次いで言わせていただきますが、食育のことで、給食センターが大きいと、なかなか地産地消の利用とかああいうのが難しいようなんです。今、結構業者に委託して大きくなっていってますが、これからあと方針としては、子どもたちに安全なのを食べさせる上で、やはり小さい小回りの利く給食センターの方がいいと思うんですけれども、方針としてはどういう方向にいかれるのでしょうか。

【体育保健課】 体育保健課渡辺と申します。

地域によっていろんな予算的なものとかもあります。石川さんがおっしゃるとおり、ちっちゃいところの方が、温かいものがすぐに出せたりとか、いろんなきめ細かい配慮ができて大変いいと思うんですが、なかなか市町村によって予算のこととかもありますので、そこについては、こちらの県の方から指導という形はできませんので、各市町村の方でできる限りおいしい給食を出せるような形をお願いをするという形しかできておりませんが。

【内田会長】 県産の牛乳の販売ですが、流通の方からなにかその販売についての問題点とか、そういう指摘はありませんか。特にありませんか。

ほかに、なにか食育の関係でご意見ありましたら。

【委員】 栄養教諭は、やはり学校を中心とした食育には大きな役割を果たしていただかないといけない方々なんですけれども、今後の栄養教諭の配置というのがどういう計画になっておられるか、教えていただければありがたいと思います。

【体育保健課】 体育保健課渡辺です。

本年度までで20名、今のところ全部の市町村に配置、各市町村に1名ずつ、大分市2名ですが、しております。今後の配置計画につきましては、ちょうど今検討をしておるところでございまして、本年度までに採用された栄養教諭の今の活動状況とか、配置されたセンターとか、所属校の校長先生のご意見とか、市町村の教育委員会の方のご意見、多方面からご意見をいただいて活動状況を実証しながら、今、実際もう実績的なものを検証しているということであり

まして、7月中に配置計画の素案を作りまして、8月には検討委員会をもちまして、9月ぐら
いには配置計画の素案ができて、それに基づいて配置を検討していく、進めていく形になって
おります。今のところ何名とかいうのは出ておりません。

以上です。

【内田会長】 それでは、次の議題の（3）ですが、食を取り巻く最近の動きについて、アの平
成20年度食品偽装表示について、ブランド推進課から説明をいただきます。

【おおいたブランド推進課】 ブランド推進課力徳でございます。

22ページをお開き願いたいと思います。

まず、1番目の牛肉であります。これは19年の2月から20年の2月にかけて、過去に
仕入れた耳標番号を使って、684キロ販売したとか、少なくとも個体識別番号を表示せずに販
売したとか、あり得ない、存在しない耳標番号で販売したとか、そういう内容が1番の事案で
ございます。

2番目につきましては、19年10月から20年の6月の間に、中国産、韓国産のアサリを豊前
貝産、有明貝産として約230トン卸売業者等に販売したという内容でございます。

3番目の精米につきましては、最近お米が非常に小袋で販売されておりますが、この業者さ
んは2キロ袋の製造ラインを持たなかったということで、5キロ袋、10キロ袋の製造ラインで
作った袋を破って2キロに詰め替えて販売しておったと。その詰替日を精米日として販売した
という内容でございますが、事案としては、精米日と詰替日の最大の差が12日間であったとい
うような内容が3番目の内容でございます。

4番目につきましては、これはつい最近新聞報道でもございまして、社長と担当の部長が逮
捕されたというような報道がされておりますが、20年の1月から12月にかけて販売しまし
た、154トン中の115トンが中国産であったにもかかわらず、国内産とか大分産というような
形で売っておったという内容でございます。

5番目のはまぐりににつきましては、ここも関係者は全員逮捕されておりますが、内容といた
しましては、まず1点目としては、20年の12月から21年の2月に、63トンのはまぐりを大分
産として全国に販売したという内容、それから19年の11月から20年の5月にかけて、産地を
伝達せず又は大分産、徳島産として販売したというような、そのような内容事案でございま
す。

以上です。

【内田会長】 それでは、続いて県民大会とふぐ中毒と、それから食品検査結果についてを、安
全衛生課から説明をしていただきます。23ページから26ページです。

【食品安全・衛生課】 食品安全・衛生課でございます。

資料23ページをお開き願いたいと思います。

食品の偽装表示を許さないおおいた県民大会が、300人の方の参加を得まして開催をいたしました。21年の3月30日、正庁ホールで、この大分県食品安全推進県民会議と、それから県の機関でございます食の安全確保推進本部の共催で実施をしております。内田会長には開会の挨拶をお願いいたしました。それから関係者の方の決意表明、それから、最後に平野副知事から宣言を読み上げまして、閉会をしております。

それから24ページをお開きください。

これは、2月に起こりましたふぐの卵巣の販売による食中毒事件でございます。ふぐの卵巣が、あろうことか販売をされて、煮付をして消費者の方が食べたということでございます。70代と60代の男性の方で、ともに4日間と8日間入院をしたと。残品を検査いたしましたところ、高い方で305マウスユニットということでございます。ふぐにつきましては、人間が1万マウスユニットで死亡するというようなデータが出ておりまして、300マウスユニットでございますので、30グラムをちょっと超えますと致死量に達すると。幸い二切れしか食べなかったというようなことで、1万マウスユニットに満たないで、この方は8日間の入院で済んだということでございましたが、大変危険な状態であったというふうに聞いております。間違ってもふぐの卵巣を食べないようにということでございます。

それから次のページ、これにつきましては、一般の方がシマフグを自分で調理をして食べたということで、ご本人だけ食べておりますので、午前中に、友人に、ちょっと体の調子がおかしいんだということから、それは大変なことだということで病院に運ばれまして、また大きな病院に転送されて治療を行ったと。いずれも神経毒でございますので、舌や手足のしびれから歩行困難、それから呼吸困難、心停止というふうなプロセスでなっていくわけなんです、呼吸につきましては、人工呼吸器等装着して何とか治療を終えてきたという事例でございます。

それを受けまして、皆様方のお手元にこちらのチラシをお配りをしております。これは、2万枚作成をいたしまして、特に裏の方に表がございますが、この表に、以前は肝臓と卵巣のところは書いてございませんでした。今回、卵巣を食べたと、これはもう県民の方もひょっとしてご存知でない方がいるんじゃないか、魚屋さんでも知らない人がいるんじゃないかということで、あえて項目に載せて、全て×印をつけたと。それから精巣と筋肉と皮につきましては、こんな○を付いてるところしか食べられないと。これ以外の物の提供は、食品衛生法で禁止をされておりますということでございます。大分県は、悪い評判もございますので、是非県民を挙げて、このふぐ中毒が起らないように、民間もそれから私たちも一般の方も気をつけていただきたいなということでございます。

それから26ページでございますが、これは報告でございます。昨年の補正予算で事業化したしました輸入食品安全確保緊急対策事業ということでございます。先ほどから話がありますように、輸入食品でいろんな事件が起きました。それを受けまして、1月から3月にかけて残留農薬、メラミン、カビ毒というところを中心に、349検体の検査を実施いたしました。特に学校給食等に業務用で入っております食材を中心に検査をいたしました。特に、結果としては問題があるようなことはございませんでした。安全確認ができたところでございます。

以上でございます。

【内田会長】 それでは、今まで説明をしていただきましたけれども、この件についてご質問あるいはご意見はございませんか。

【矢野委員】 今説明のありましたふぐの処理施設のことなんですけど、新聞にもいっぱい、未届け、そういう届けを出していないところが随分処理していたとか販売してたとか出ました。ここを見ますと、条例不適合施設には、条例に基づく勧告を行い、勧告に従わない場合は、店舗名を公表する。ちゃんとそういう届けをしてくださいとか、講習に行ってくださいとかいう指導はなさるんでしょうけど、もう結果としては、そういうのを聞かないところは店舗を公表するということだけなんですか。

【食品安全・衛生課】 条例に基づいて、条例に基づくものとしては、その条例違反の場合につきましては、もう即座に中止をしてくださいよという勧告であります。そして条例、その指導・勧告にも従わない部分については、公表するというふうな形で、条例に基づくものとしての措置として、こういう公表という形になってるような状況なんです。

【矢野委員】 じゃあ基本的には、なんか事故がない限りは、名前言われても平気だわいとか、ちっちゃな、飲食店以外にお魚屋さんも皆処理をしてますけど、そういうところは、もうそのままみたいな。

【食品安全・衛生課】 そのまま…、

【矢野委員】 だから営業してはならないとか、取り扱ってはいけないという、なんかこう強い圧力はないんですか。

【食品安全・衛生課】 あと、もうその法に基づく告発とか、そういうふうな形になるかと思えます。

【内田会長】 ふぐの中毒が発生したことが発覚して、その場合には、すぐそれを提供したお店等については、営業停止処分とかそういうのはできないんですか。

【食品安全・衛生課】 ふぐの提供については、基本的に、食中毒が発生をして健康被害が生じたという場合に、食品衛生法の6条違反が発生をいたしますので、その時には、例えば今回の

卵巣の販売による業者につきましては、1週間の営業停止というところで、あと、警察の方が2月9日に家宅捜索をしておりますので、それは食品衛生法で警察があげていくというような心積もりだと思いますが、肝の提供があったということにおいて、そのこと自体をもって営業停止にするというようなことは、大分県今のところはしておりません。指導をしていくというような形で現在取り組んでおります。

【内田会長】 ほかになにか質問ございませんか。あるいはご意見。

【高橋委員】 ちょっと4点ばかり。今ふぐの肝のお話だったんですが、ふぐ専門店では、やっぱり肝が出てるところはあると思うんですが、あれはハゲの肝ですか、それとも本物なのか。大分県は肝が食べれるというところで、なんです。それが1つと、個人の直販所、例えば無人ですね、そのところに出てるお野菜というのは、確かに安くて新鮮で、曲がっていますけれども、それは農薬とか何とかそういうものは、心配はもう自己責任とこういうことなんです。それには指導はないのか。

それから、学校給食で食育、食育というふうに叫ばれておりますけれども、まずは若い母親に食育をするという、そういうふうなお考えはございませんでしょうか。子どもだけじゃなくて、今の若いお母さんというのは、ほんとなかなか食に対しての関心、おしゃれは関心が高いんですけれども、乏しいと思います。

それと偽装、タケノコにしてもこの偽装問題は、内部告発でしか分かり得ないものでしょうか。ほとんどが内部告発みたいで分かっておりますけれども、それ以外になんか知る手立てというものはないものでしょうか。

以上です。

【内田会長】 3つの質問ありました。1つは、今、ふぐ屋で出してるのは、ふぐの肝じゃないのかい、そうなのかいという質問です。1つは、内部告発でああいう問題が起こってくるのかという問題。もう1つは、若い母親に食育をやったら、その3つの問題ですが、答にくいところもあると思いますけど。

【食品安全・衛生課】 それでは、ふぐの肝について、お答えにはならないかと思いますがけれども、基本的に、この表にありますように提供が禁止をされておりますので、もし皆様方がお店に行かれて、ふぐの肝が提供されたという事実がございましたら、最寄りの保健所の方にお知らせを願いたいと思います。保健所の方からそのお店の方に指導に参りたいと思いますが、お店の方に聞かれるといいかと思います。この肝はなんでしょうか、鮫鱈でしょうか、それともハゲでしょうか、それともふぐでしょうかと。ふぐという話になれば、即、保健所の方にご連絡をいただきたいということでございます。

それから、直販所ということでございますが、直販所も含めまして、私ども年間に、先ほど申し上げたように検査をしておりますので、この中の国産の野菜、果実そういった部分で、数は限られておるんですが、市場に出回っておる物は全部検査をするような形にはできませんけれども、一部モニタリングをさせていただきまして検査をするようにいたしております。

私の関係は以上でございます。

【ブランド推進課】 ブランド推進課です。

今、直販所の部分について、課長の方からもお答えしていただきましたが、私ども、今、生産のサイドから見ると、過去形として、例えば検査をして商品を収去して残留検査をして、それをもって例えば残留基準をオーバーしておったというものと違う取組みとしまして、GAPという考え方を進めようとしております。これは、要は生産の場面で、生産する場面で適正に農業をやっていきましょうよ、法に基づいて農業をやっていきましょうよ、環境に配慮できるような農業をやっていきましょうやという、そういう活動でありまして、例えば記帳も勿論その範疇に入りますし、農薬を散布した後の廃液の処理の仕方をきちっと土の方に戻していくとか、要は川に流していかないとか、そういう一つずつの生産の工程をチェックしていくというそういう体制を今、私ども20年度から、このGAPという考え方を今推進しておるところでございます。

それから2点目、偽装に関しての内部告発以外はということではありますが、今、表示に関する情報提供というのは、基本的にはやっぱり内部告発が一番多いというふうに思います。勿論一般の消費者から、こんなに安いのか、おかしいじゃないかというようなものもあるようですが、基本的には、やっぱり内部の情報を知り得た方からの情報ないしは同業者の方からの情報というものが多いやにあります。

【食品安全・衛生課】 では、母親に対する食育というふうな質問だったのですが、母親への取組としても、市町村ごとに母親に対する食育の事業もありまして、それから地域での食育として、食生活推進改善協議会等の方々に地域での取組ということで、母親を対象としての事業もでございます。それから、私どもの方で、食育の実践者などの方を食育人材バンクの方に登録していただいて、そういう方の派遣によって、保育園とか幼稚園とかでも、母親と親子の料理教室や、母親を対象とした料理教室等も行っている状況でございます。

以上です。

人材バンクの私どもの派遣の件しか分からないんですが、今のところ、人材バンクが昨年51回派遣してるんですけども、その4分の1が母親とかに対する食育を行ってるような状況です。

【内田会長】 ふぐの毒のテトロトキシンについては、古い昔から大分の場合問題になって、

食品衛生法の有害物質の中にこの毒入ってなかったのが、入れられてからの問題になって、それ以来いろいろ検討されてきたという経緯があって、今、業者で、これはふぐの肝ですよと言って出してる所ないんですね。みんなお客が勝手にふぐの肝だと思ってるという立場のようなので、大変微妙な問題なんですけれども、それ以上の話ができないという。

それでは、今、時間が大体15分遅れで進行しておりますので、この程度にさせていただき、食品安全推進県民会議の2年間を振り返ってという議題にいきたいと思います。

お一人2分ずつお話いただいても25分以上、26分ぐらいかかっちゃうので、そのへんの時間的配慮をお考えいただいて、11時55分までには終わるようにしたいと思います。どうぞ、それではどっちからいきましょうか。村松さんからいきましょう。

【村松委員】 さっきの問題で、水産振興課の説明の中で、日本で検査されてねえとストップはきかんちゅうったけど、韓国は検査せんでストップち言いよるけん、それは向こうのわがままを許さんように。

2年間ちゅうか、もう2期目やったかな私は。組合長、今の大分県漁協長から、お前は行って勉強して来いちゃうことでここに投げ込まれて、農業の人たちといろいろ話ができただけでも為になったし、あと水産の生産者側でどういうアプローチ、どういうしゃべり方で行政とか消費者の人にもものを理解してもらおう努力をしたらいいんかちゅうことに関しては、かなり勉強になりました。本当にありがとうございました。

【秀嶋委員】 私、大分県市場連合会の事務局長をやっておりますけれども、これに参加させてもらって、その前も実は出ておまして、やはりこれは世の中の流れだろうと思うんですけども、非常に行政頼りというんですか、そういう面が強いんだなあということをよく感じました。現場を見た段階で。自己責任、といいますのが私たちは、私、企業で全部自分でやらないことには、経営もできませんし、最終的には、社員の福利厚生その他そういうものをいかに守るかということが、それと社会貢献ということが基本になっておりますもんですから、そういう目でどうしても現場を見るというようなことで、そういう点では、今日ご参会の皆さんのご苦勞というんですか、行政の方のご苦勞って大変だなあということをつくづく感じたこの会じゃないかなというふうに思いました。

それと、委員の方からいろいろなお質問が出まして非常に参考になりますですね。ああ、こういう考え方でいかになくちゃいけないんだっていうことをよく感じました。

さっきの給食の件ちょっと付け加えさせていただきますけどね、大分県43%のって、すごいなということをよく新聞でも知りましたんですけども、非常に連絡を密にとっていただいて、特に大分市の教育委員会とはしょっちゅう、月に1回はね、私どもの会議室でやるんです。そ

して品目を全部予定を組みまして、馬鈴薯とか玉ネギとか人参とかね、大分県にない露地物ちゅうのがあるんです。これはね、私の方が特別に作らせてるんですよ。馬鈴薯も今度作るって、3ヘクほど入れました。

そういうようなことでね、これもやはり行政の方からそういうことをいろいろ提案していただいて初めてできるんです。まとまってですね。ところがね、今まではなかなか業者の末端までできてからね、なかなか私たちまで入ってなかったんですよ。そういう面では、非常にこういう会が役に立ってるんだなというふうに感じました。だから生産者の方にも伝達役を、うちの社員なんかしょっちゅう産地に入ってますから、そういうものやなんかも伝達ができているというのをちょっとご報告させて、まあ反省に代えたいと思います。以上です。

【内田会長】 ありがとうございます。山上さん。

【山上誠二委員】 大分県魚市場連合会を代表して委員にさせていただいております大分魚市場の山上と申します。先ほどから話題になっておりましたふぐ中毒の件に関しては、ほんと皆さんに大変ご心配をかけ、またご迷惑をおかけいたしましたことを、業界を代表いたしまして、この場を借りまして厚くお礼を申し上げます。お詫び申し上げます。

いつも産地の偽装とか表示の問題が、非常に話題に最近なります。なぜ直らないんだろうかなというように、もう少し行政と業界一緒になって検討していった方がいいんじゃないかな。ただ、マスコミあたりはやったことに対しては非常に騒ぎます。けど、あれだけこう毎日毎日こう出ますけど、なくなると。じゃあなぜなくなるんだろうかというように、なことをもう少し考えていってほしいなと。

それから、我々は水産業界ですけど、非常に今、末端の小売屋さんが青果の野菜の方もそうでしょうけど、安売り合戦ですね。もう生産者が非常に泣いております。特に養殖業者あたりは、もう辞めるといような方も随分増えてきております。それと、一次産業に従事してる方が非常に高齢化してきていると。もう跡取りは作らないと。なぜ作らないかという、物を作って売っても、非常に安くて生活ができないんじゃないかというように、今どんどんどんどん従事してる人が高齢化して少なくなっております。今、食料の自給率が40%といいますけど、もう少し一次産業のことを皆さんで考えていかないと、先々は食べるものが無くなって、困る時代が来るんじゃないかなと思います。

それからずっとこう書類見てみますと、もう少し水産の方にも県の方は予算をつけていただきたいなというふうに思っております。以上です。

【山本委員】 2年間お世話になりました。商工会議所女性会の方からということで出席させていただきましたが、私自身もすぐそこで日本料理屋をやってまして、食には前々からとても関

心がありました。これに参加してとても勉強になりましたが、一番驚いたことは、私は行政がここまで事細かにいろんなことをなさっているのは、ほんとに知りませんでした。飲食店をしている関係で、保健所には目がいってたんですけど、県の方が何かいろいろこう考え、行動してるということにはほんとに知識がなくて、ほとんどの県民の方が、いろいろ関係者以外はもうみんな知らないと思います。ですから、これを機に、何か少しでも発信していければと思うし、うちの組織、会議所の方でも、これからせっかく勉強したことを、伝えたりはしていますが、ますます協力して伝えていきたいと思います。どうもありがとうございました。

【小手川委員】 私、食品衛生協会の方からということなのですが、県民会議ですから、立場としては、やはり一個人と言うんですかね、県民一人としてということでこの会にずっと参加させていただきまして、ほんと、まずはいろんな勉強会、研修会ですね、大変勉強になりまして、ただ、個人的には、更にいろいろ勉強していかなければ、県内のいろんな食品産業のこと、それから第一次産業のこと、まだまだわからないんじゃないかなというふうに思ってます。

それから、今、食品安全のことなんですけども、これと大きく密接な関係があるんですが、環境問題ということが非常にここ数年叫ばれてますが、是非今日もちょっと言おうと思ったんですが、なかなかタイミングがなくて、要するに食育の問題なんですけども、まずは食品安全・衛生ということを考えれば、この食品が食べられるものか食べられないものかという教育ですね、そこのぎりぎりのところ、そこをしっかりとやっていっていただきたいなというふうに思います。そこはというのは、賞味期限また消費期限の表示という、これ、私もうこの法律は間違ってたんじゃないかなと私は思ってます。もう止めてしまった方がいいんじゃないかなと思ってるんですけども、是非製造年月日にしていただきたいというふうに思ってるんですけども、これがあるお陰で、一人ひとりというか、消費者が、ほんとに食べられるものか食べられないものかを判断できなくなっちゃったんじゃないかなというふうに思います。

そういった意味で、先ほど高橋委員の方から、お母さんの方という教育とありましたが、是非そこも含め、まずは食品衛生の第一は、この食品が食べられるものなのか食べられないものなのか。それは消費期限なり賞味期限に頼ることなく、自分の五感できちんと感覚で判断できる資質を、教育をしっかりとやっていただきたい。それしか、環境問題、つまり食品に関する環境問題ですね、年間、日本はいくらだったですか、1,900万トンですかね、ぐらい確か食品を捨ててるんですけども、お米の生産量が800万トンですから、もう2倍以上ですね、何のためお米を作ってるか分からんような状態ですね。海外からたくさん食品を輸入してきて、それで国内で1,900万トンも捨ててるんじゃない、何のことか分かりませんので、そこを解決するのは、正味期限・消費期限に頼ることなく、きちんと食べられるもの、食べられないものを判断でき

る資質を養うことだというふうに思いますので、県の方でも是非そのことに取り組んでいただいて、ただ非常に微妙ですからね、お腹を壊すか壊さないかぎりぎりのところで食べるという話ですから、そのへんをやっていただきたいというふうに思います。以上です。

【石川委員】 私は2期もさせていただきまして、耶馬溪の小さな下郷農協から参加させていただいてるんですが、私たちのところはほんとに農薬を使わないでやっていける規模の農家の集まりですので、この会議に参加して、安全というので参加して、農薬とか低農薬とか、そういう言葉を聞くたびに、私としてはなんかこうちょっと抵抗があったんですけども、規模が大きくなると確かに薬は欠かせないものでありますので、まあそのへんは仕方ないかもしれないと思ってたんですが、ここ有機農業ということにまた目が広がっていきましましたので、これは楽しみだなというふうに思っております。それで、私たちのところも、要するに安全なものを作ってる小さな組織を応援してくださるグループが加わったので、今、やはりどんどん安全なものを作ろうとか、あと安全に対する投資をしようとか、そういう気力がまた上がってきてますので、やはりほんとにあんまり規則をたくさん作らないで、もっとおおらかな目でどんどん作ってくださいというふうな方向に行政の方も言うてくださるといいなというふうに願っております。

今、現場とそれから街の人というんですか、消費者、生産者その人たちの距離が、ちょっと今開いてきているような気がしております。街の方、消費者の方が、土からどんどん離れていっているような気がして、要するに生きてる物をいただいている感謝の気持とか、それからその食べ物が口に入るまでのどのくらい手がかかっているかというのを、もっと考えてほしいなと思っております。でないと、小さい農家はもうどんどんなくなってしまっって、ほんとに無農薬で作るといのは、もう死語になるんじゃないかと思うぐらい、今お年寄りの人頑張ってますが、なかなか利益が出ないと後継者が育たないものですから、やはりみんなで楽しんでどんどんこう作っていきこうという気分が盛り上がるような環境をつくっていただけるといいなと思っております。

【亀井委員】 杵築から、生産者代表でこの会に加わらせていただきました亀井です。私も2期させていただいたんですが、いろいろ会議とか現地の視察とか、なるべく出たいようにはしてたんですけど、なかなかほかとの日程調整がつかなくて、出れない部分もあったことをお許しいただきたいと思います。

それからこの会に、私たち安全な農産物を供給する立場なんですけど、消費者の代表の皆さん、それから流通や販売の皆さん方ですね、こういう場でいろいろ意見を聞けて、これからの取組に大変役に立ちました。ありがとうございます。

それと、私たち農林水産部につきましては、もう非常に長い付き合いの中でそれぞれあるん

ですが、特にこの会につきましては、行政の方もいろんな分野の方が出ておられますので、そういうことでも今後、いろんな意見も聞けて大変ありがたかったと思います。

特に安全なという部分では、私たち作る側としては、特にポジティブリストが導入されたり、トレーサビリティということで、そういうことの中で非常に生産者の意識も変わってきております。私たちも関西の生協とかの取引の中で、先ほどGAPの話も出ておりましたけど、それに取り組みなくても、やはり生協の方から農家まで入って、いろいろ使い方とかそういういろんな面で、やっぱり調査とかいう部分もありまして、随分意識も変わっております。それから、先ほど出ておりました直販所とかそういう部分につきましても、特に生産部会とかあるところにつきましては、そういう指導とかもやって、安全なものを提供するというので今取り組んでおります。

今後、消費者の皆様方に、ますます安全でおいしい農産物を提供できるように頑張っていきたいと思いまので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

【河野委員】 食の安心ウォッチャーをやっております河野です。今回初めてこの会に出席させていただいたんですけど、私はずぶの素人で、何も分からなかったんですけど、非常にやっぱり各業界の方の意見が聞けて、非常に勉強になりました。

それと、農家と私あんまり関係ないんですが、視察に現場行ってみて、減農薬に取り組んでおるのが、私の頭の中で考えた以上に皆さん努力しとるなということが、やっぱりひしひしと今回感じられました。それに対して、私なんか消費する方なんですけど、そこまではあんまり考えてなかったんじゃないかなと。農家さんの努力の割には報われてないなというような感じを持ちました。

それと、今回、私が非常に興味持ったのは、各試験場4箇所ぐらい回ったと思うんですが、非常にやっぱり地道な、表に出ない努力をされとるなと。この結果が、どういうふうにご利用されとるのかなちゅうことが、ちょっと興味を持ったんですが、関係者の方には利用がよくされとるんじゃないかと思うんですが、いいことはやっぱり一般県民の方にもPRの仕方ですかね、これはおそらく商売やとる人やったら、どういうふうになれば理解されるだろうかなというようなことをたぶん考えると思うんですね。PRをどうしたらうまくいくかとかいうことで、もっと理解してもらって、県産品愛用運動というんでしょうか、こういうことと結び付けられないかなと。特に九州で農産物の出荷額は、大分県最低の方に近いというふう聞いております。やっぱり農産物の売上げが上がるんのは、やっぱり愛着をあんまり持ってない、自信を持ってないちゅうようなことがあるんじゃないかなというような感じを思いました。そういうことで、せっかく研究機関があるんなら、そういうことをもっとうまく皆さんに知っていただくと

ということが大事じゃなかろうかなと思っております。

それとあと一つは、家庭菜園、特にこれからは、食料自給率が非常に下がってきておるんですが、食育の問題ともう一つは、やっぱり緑に親しむということ、特に私なんか離れておると思うんですね。そういうことで、やっぱり大分県を緑で囲むようなことが考えられんだろうかなと。こういう推進もできたらいいなというふうに思っております。2年間ありがとうございました。

【矢野委員】 私は食の安全に拘っている消費者団体から出席させていただきました。この2年間出席させていただきました、これを知りたいなとかいろいろ知りたい情報がいっぱいあったんですね。それで、この会に出席することでかなり情報が知ることができました。それで会で会議をするときに、必ずこの会議に参加した結果を皆さんにお知らせするんですね。それで、県の方がこれだけ食の安全・安心に対して、ほんとに真剣に取り組まれているというのが、この会議に出席しましてよく分かりました。

私たちの会も、今から消費者として県の食の安全の取組について大いに協力していきたいと思っております。以上です。

【高橋委員】 2年間大変勉強になりました。この知識を、紙に書かずに心に留め、尚一層の勉強をしなきゃいけないなと思いました。どうもありがとうございました。

【櫻井委員】 県として食品の安全にこのように幅広い取組を行っているということを知りました。もうほんとに2年間の間に多くのことを学ぶことができてありがとうございました。結局、情報を県民のみんなに知らせるといふことの大切さ、そして私たち消費者もこのようにどんどんと変わっていくめまぐるしい世の中にあって、食に対して正しく知ろうとする意識を持つこと、賢い消費者にならなければならないということを感じました。

それから、現地視察、大変勉強になりました。私たちが何気なく食べている中の、食べている物の中に、例えばマヨネーズとかの中にも、輸入の中国からの玉ネギが入っていると、いろんなことに勉強になりましたし、また、乳牛3,000頭のところで、飼料が全部外国からっていう外国から輸入の飼料を食べさせているってということなどについては、どうにかならないのかなとか、いろんなことを勉強させてもらってありがとうございました。

私は、伝承料理、玖珠は、子育てだんご汁というのがあるんですけど、中学3年生の授業にずっと毎年行っています。子どもの居場所づくり、放課後の子どもたち、小学生のおやつ作りも毎月行っています。そしてまた、小学校の親子の料理教室にも、今度また7月にも行くんですけども、そういうふうに、親それから子どもたちと係わる中で、食育の推進というようにことにも今後頑張っていきたいと思っております。2年間ありがとうございました。

【江崎委員】 教育機関にいる者でございますけれども、この会議で本当に私も様々な食の分野の方々のお話を伺うことができ、また、県のいろんな施策をほんとに詳しくお話をいただいたことで、とても勉強になりました。それと、現地調査というか現地視察も、本当に、もう普通だったら生涯見ることできなかったところを、いろいろ見せていただいたこと大変感謝いたしております。

やはり安全な食品が、そしてしかも大分県でたくさんいろんなものが作られて、あるいは採れておりますので、それが県民の人たちにできるだけたくさん消費され、そしてまた県外にもどんどん消費されていくことを大変願っております。そのために、県の方もどうぞこれからも様々な工夫、そしてご指導をいただければありがたいと思っております。

最後に、アレルギーの調査の結果をまとめていただいたものを見せていただいたんですけども、大変やはり子どもたちのアレルギーの患者さんが増えているということで、これから先、やはり保育園・幼稚園、そして学校の現場の先生方の連携というのも非常に大変大事になってくると思いますので、医療機関とそういう現場に携わる方、あるいはお母様方とが、専門的な知識をある程度共有できるような仕組み作りっていうのがこれから大切になるんじゃないかなと思っておりますので、そこのところも県の方のご指導をいただければ大変ありがたいと思っております。ありがとうございました。

【内田会長】 この会議は、発足3回目、3期目の構成メンバーによる会議でした。進行役を務めさせていただいて、消費者、生産者そして流通、それから行政という、立場の違うメンバーからどういうふうにして意見を発表してもらい、意見を戦わせてもらい、そしてその中からなんか掴み取るところがあればということを考えながら司会をさせていただきました。

第1回、最初の委員会の時には、大体県に対する要望とかそういう意見が多かったのですが、あるいは質問ですね、だんだんとそれが、今回の会議のように、消費者は消費者の立場でこういうことをやってる、こういう方法がある。あるいは生産者は生産者で、こういうやり方で今やってるんだというような、食の安全・安心に関する意見表明が出てきたように思います。県の条例ができて、17年にできてから後のこの委員会ですが、県の条例が目的としている県民、消費者、そして生産者、業者そして行政この4つの協力を目的とする条例でしたけれども、それが見事にこの会議で花開いて、いろいろな意見が出たように思います。

これでこの会議のメンバー交代をするようですが、我々は、私はといたしますか、私は、おおいブランド、安心・安全のためのおおいブランドが広く県民に理解されて、県の行政がますます安全・安心の方向に向けて進んでいただきたいという期待とともに、私自身も、この会議離れても、そういった面で勉強をし、そしていささかなりとも貢献ができるように努めてい

きたいと思います。2年間ほんとにありがとうございました。

それでは、時間になりましたので、この会議を終わらせていただきます。本日の会議の進行並びに2年間のご協力に感謝して会議を閉じたいと思います。

【司会】 内田会長、議事の進行大変ありがとうございました。また、委員の皆様大変長時間お疲れさまでした。

ここで、城井生活環境部長から一言皆様にお礼を申し上げたいと思います。

【城井生活環境部長】 内田会長はじめ委員の皆様方には、大変熱心なご議論ありがとうございました。皆様の任期は9月30日まででございますが、本日の会議が最後となるものでありますので、一言お礼の言葉を申し上げます。

この2年間、6回の会議と6回の現地視察を行ってまいりました。大変お忙しい中ご出席をいただきますとともに、県の施策に対しまして貴重なご意見、ご提言、誠にありがとうございました。皆様の在任中には、開会の挨拶で申し上げましたけれど、国内はおろか、県内におきましても、食をめぐる大きな問題が発生しておりました。しかし、本県におきましては、当県民会議と、行政機関であります食の安全確保推進本部との緊密な連携によりまして、食の安全・安心の確保対策を充実することができたなというふうに思っております。皆様のご尽力に重ねてお礼を申し上げる次第であります。

県としましては、今後も、食は人間の生命の維持に欠くことのできないものであるだけでなく、健康で充実した生活の基礎となるものとしまして、安全・安心を最重要課題と位置付けまして対応してまいりたいと考えております。そのために、生産から消費に至るあらゆる段階で、すべての関係者が食の安全に対する信頼の確保に努め、県民が安心して食生活を営むことができるよう取組を強化していく所存であります。

委員の皆様におかれましては、今後とも、本県の食の安全・安心確保に向けた取組に対しまして、特段のご理解とご協力をお願い申し上げまして、簡単でございますが、私のお礼の言葉といたします。本日はありがとうございました。

【司会】 ありがとうございました。なお、皆様方のこの2年間の、いただいたご意見とか現地視察等の活動等の記録をまとめまして、冊子にしまして、また配布する予定としておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

では、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。